

医療等情報個別法の検討にあたっての論点案

論点 1 医療等分野の個別法の必要性についてどのように考えるか

(1) 個別法の必要性

現在、政府では「社会保障・税番号制度」の導入の検討が進められており、これにより行政機関等における情報連携のための基盤が整備されることが予定されているが、医療機関等の情報連携は対象とされていない。

また、医療等分野においては、IT化・ネットワーク化が進展しているが、地域連携や医学研究等のさらなる推進には、情報連携のために相当の長期にわたり個人を識別できる基盤が望まれる。

このため、医療等分野の情報を一層有効活用するために、医療等分野における効率的で安全な情報連携の方策を定めるとともに、患者等と医療等サービス提供側の相互を保護する法制が必要ではないか。

(2) 個別法により推進されること

①医療機関等の役割分担と連携を通じた切れ目ないサービス提供

- ・急性期を始めとした医療機能の強化
- ・病院・病床機能の役割分担・連携の推進
- ・在宅医療の充実 等

②公衆衛生や医療水準の向上に資する医学研究等のより一層の推進

- ・レセプト・健診データの活用
- ・地域がん登録や難病研究等に資するデータの蓄積・活用の促進 等

③医療保険者機能の強化

- ・地域の医療費等分析
- ・保健指導の効果的な推進
- ・医療の利用に関する情報提供 等

④国民全てを漏れなくカバーするための皆保険制度の効果的運営

- ・保険資格の取得・喪失事務の効果的・効率的運営
- ・オンライン資格確認の実現 等

(3) 個別法において措置すべき事項

医療等分野における効率的で安全な情報連携の手段を確立する。

一方で、患者等に対するプライバシー保護措置を厳格化する。

かつ、医療等サービス提供側が法的リスクに対して萎縮することがないように措置する。

論点2 個別法の法的枠組みについてどのように考えるか

- ・患者等の権利と医療等サービス提供側が負うべき義務はどのようなものか（医療等情報の検討に必要なものを中心に）
- ・患者等が権利を主張する上で負うべき責務はどのようなものか（医療等情報の検討に必要なものを中心に）
- ・IT化・ネットワーク化の進展、番号制度の検討等を踏まえ、医療等の情報に関する患者等の権利を確保するために、どのような環境整備が必要か 等

論点3 医療等分野における効率的で安全に情報を取得し利活用することとを可能にする法的・技術的仕組みはどのようなものか

- ・公益目的の情報の取得・利活用を促進するための本人同意のあり方についてどのように考えるか
- ・医療等に関する情報の目的外利用や第三者提供が医療等のために必要な場合の本人の同意のあり方についてどのように考えるか
- ・医療等に関する情報の開示や、本人等に対する情報提供のあり方についてどのように考えるか
- ・医療等分野の効率的で安全な情報連携を可能にするための基盤はどのようなものか
- ・利用目的と取得・活用を監査・検証・評価するためどのような方策が必要か 等

論点4 医療等分野の罰則のあり方と医療等サービス提供側の免責についてどのように考えるか

- ・医療等に関する情報の漏えい等に対する罰則はどうあるべきか
- ・情報取扱について規制が厳格化する中で、医療等サービス提供側が情報連携に委縮することがないようにするためにどのような措置が必要か
- ・公益目的や医療等サービス提供に必要な場合に情報漏えい等が合った場合の免責についてどう考えるか 等

論点5 個別法の位置づけ、適用範囲と履行確保についてどのように考えるか

- ・個人情報保護法及び番号法案との関係についてどのように考えるか
- ・国の行政機関、独立行政法人等に対する適用関係、地方公共団体の定める条例との適用関係はどうあるべきか
- ・学術研究等に対する適用はどうあるべきか
- ・個別法の適用範囲をどのように考えるか（「医療等に関する情報」をどう定めるか（死者の情報や介護等に関する情報等の取扱い）、「医療等に関する情報を取り扱う者」をどう定めるか（小規模事業者や情報処理関連事業者等の取扱い））
- ・個別法の履行確保のための勧告、命令等の仕組みはどうあるべきか 等